

昭和薬科大学附属高等学校・中学校後援会 特別活動援助規程

(目的)

第1条 この規程は、昭和薬科大学附属高等学校・中学校後援会（以下「後援会」という。）が、本会会則第4条に基づき、昭和薬科大学附属高等学校・中学校（以下「本校」という。）の生徒の特別活動を支援することを目的とする。

(支援内容)

第2条 この規程で定める支援内容は、次のとおりとする。

- (1)部活動で県外へ県代表として派遣される部や個人への援助
- (2)部活動以外の公式大会・行事で、県外へ県代表として派遣される団体もしくは個人への援助。

(手続き)

第3条 前条の援助金は、本校校長の申請に基づき、本会の予算の範囲内で、会長の許可を得て行う。

(援助金の額)

第4条 援助金の額は別に定める。

附則 この規程は、平成14年4月2日から施行する。

第4条に関する別表

第2条の(1) 及び(2)	1. 団体に派遣される場合は、派遣される生徒1人につき5千円の範囲内で援助する。 2. 個人で派遣される場合は、生徒1人につき5千円の範囲内で援助する。
------------------	---